

令和6年瑞穂町教育委員会第5回定例会 会議録

令和6年5月23日瑞穂町教育委員会第5回定例会が町民会館第1会議室に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 大井 克己 君・教育部長 目黒 克己 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 友野 裕之 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第18号 「令和6年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に

		伴う有識者の委嘱について
日程第 4	議案第 19 号	瑞穂町図書館協議会委員の委嘱について
日程第 5	議案第 20 号	令和 6 年度一般会計補正予算（第 2 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第 6	報告事項 1	臨時代理の報告について（令和 5 年度一般会計補正予算（第 9 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）
日程第 7	報告事項 2	瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱の一部改正について

開会 午前 9 時 00 分

大井教育長 ただいまの出席委員は 4 名です。定足数に達していますので、これより令和 6 年瑞穂町教育委員会第 5 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 28 条の規定により、教育長において、4 番、関谷委員を指名いたします。

日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告につきましては、別紙記載のとおりでございます。ご覧いただきまして、何かご質問はございませんでしょうか。

（「質問なし」の声）

大井教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告を終了いたします。

日程第 3、議案第 18 号、「令和 6 年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に伴う有識者の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 ご説明いたします。議案第 18 号につきましては、瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行

の状況の点検及び評価実施要綱第5条第2項の規定によりまして、下記のことを有識者として委嘱したいので本案を提出するものです。

氏名、田中洋一、濱野裕美、馬場貞幸。住所及び生年月日等は記載のとおりです。任期は令和6年度瑞穂町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（令和5年度対象事業分）作成までです。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ないようでございますので質疑を終結いたします。人事案件ですので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第18号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第18号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第19号、瑞穂町図書館協議会委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。議案第19号につきましては、瑞穂町図書館協議会委員に欠員が生じたため、瑞穂町図書館協議会条例第2条の規定により、下記の者を委員として委嘱したいので、本案を提出するものです。

氏名、関根孝之、池谷芳彦。住所、生年月日、選出区分等は記載のとおりです。任期は、前任委員の残任任期となることから、令和6年6月1日から令和7年6月30日までです。

以上、提案理由の説明とします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

ご質疑もないようですので質疑を終結いたします。人事案件でございますので、討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第19号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

大井教育長

ご異議なしと認め、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第20号、令和6年度一般会計補正予算(第2号)の原案中教育に関する部分の意見聴取についてを議題といたします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

議案第20号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年度一般会計補正予算(第2号)の原案中、教育に関する事務に係る部分について意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細をご説明いたします。まず、歳入です。No.1は、地域学校協働本部スタディアシストプラス事業の実施に係る増額です。

No.2は、三小の行政系都費学校職員の異動による会計年度任用職員の補充による増額です。

続いて歳出です。No.1は、三小の都事務職員の異動により配置された再任用短時間職員を補完するための増額です。

No.2は、中学3年生を対象とし、受験に特化した講習を塾等へ委託する事業実施に伴う新規計上です。

以上、提案理由の説明といたします。

大井教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

村上委員

歳出のスタディアシストプラス事業について、もう少し詳しく説明をお願いします。

教育指導課長

東京都教育委員会では、これまで放課後の学習支援として、地域未来塾事業を展開していました。それに中学3年生を対象とした進路指導支援をプラスする事業として、令和5年度から本格実施を開始したところです。瑞穂町では、令和3年度にモデル事業で、単年度で実施したことがありますが、その後、町の負担が多くなったことと、委託先の選定が困難を極めたことで、令和3年度の単年のみの実施となりました。ここで地域内に学習塾ができていることですか、補助率が対象額以外のところは東京都が10分の10見てく

ださるということなので、単純に3分の1ではなく、町の負担が軽減されていることから、申請した結果、都内で3地区指定するところ、その1地区に瑞穂町が入りましたので、ここで実施するところです。

村上委員 期間はどのくらいですか。

教育指導課長 通算で20回ほど考えております。部活動を引退した直後、夏季休業期間の終わりごろに10日間。そして、委託先との相談になりますが、冬の時期、受験の直前が良いのか、それとも冬休み前が良いのか、そこで10日間、集中的に都立高校入試を狙って、国語、数学、理科、社会、英語。特に数学と英語を主に、習熟度別でクラスを編成しまして、全部で40名を募集したいと考えているところです。

日野委員 同じ質問なのですが、この事業は令和6年度のみになるのか、今後も当面5年間とか、評価によると思うのですが、続けて実施するのかということと、あと定員割れ、もしくは定員希望者が殺到したような場合どうするのか、決まっていたら教えていただきたい。

教育指導課長 次年度以降も瑞穂町が採択されるかどうか確約されないことから、あくまでも東京都による単年度の事業であるということを、学校、また学校を通じて保護者の方々に周知していきたいと思います。あと、定員につきましては、令和3年度モデル事業で取り組んだときに、50人募集したところ、21人の応募があり、最後まで続いたのが16人ということなので、補助の条件を照らして、今回募集を40人、定員割れがあったとしても実施したいと考えています。

村上委員 実施場所はどこになりますか。例えば瑞中と二中と、両方が通えるような形で考えると、適切な場所はどこになるのか。

教育指導課長 公共施設ということで指定されてますので、今のところ瑞穂中学校と瑞穂第二中学校に了解を得ております。ただ、時期によって学校が対応するのは難しいと思いますので、その時には、令和3年度と同様に、コミュニティセンター、または町民会館等で実施したいと思います。

村上委員 コミュニティセンター等は、住民等も使う場所ですので、十分に場所の確保できるように、早めに実施について、具体的な検討をしていただいた方が良いのかなと思います。

関谷委員 別件で、歳出のNo.1、会計年度任用職員の報酬の備考欄で、三小の都事務の異動により配置されたとある

のですが、東京都事務職員が配置される中、正規の職員が配置されなかったのか、その辺りの具体的なことを教えていただければと思います。

教育指導課長　今回、瑞穂第三小学校に異動した職員が、再任用短時間勤務の職員ですので、週に1日は都の事務職員が不在になる日ができました。当初は他の教職員で補えるかどうか検討したところですが、やはり事務職員が必要だということで、会計年度任用職員で補うという措置でございます。

大井教育長　ほかにご質疑ございますか。ないようですので質疑を終結いたします。これより議案第20号に対する討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

大井教育長　討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第20号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

大井教育長　異議なしと認め、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第6、報告事項1、臨時代理の報告について（令和5年度一般会計補正予算（第9号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について）を議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長　ご説明いたします。報告事項1につきましては、瑞穂町教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務を別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

なお、本補正予算は令和6年3月29日専決処分されております。

詳細について、ご説明します。まず、歳入です。No.1は、歳出のNo.1の高等学校等入学時奨学金の支給対

象者が確定したことから、奨学金の原資となる基金からの繰入金を減額しました。

No.2は、五小太陽光発電設備設置及び屋上防水工事における太陽光発電設備設置に対する助成事業採択に伴い、新規計上しました。

続きまして、歳出です。高等学校等入学時奨学金は40人を見込んでいましたが、49人の申請中34人が該当し、不要となる6人分の奨学金を減額したものです。なお、1人あたりの奨学金の額は6万円です。

以上で説明を終わります。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何か質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員にはさようご了承をお願いいたします。

日程第7、報告事項2、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会設置要綱の一部改正についてを議題とします。教育部長より説明を求めます。

教育部長

ご説明いたします。報告事項2につきましては、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会における各団体からの委員選出条件を見直すため、要綱の一部を改正したので報告いたします。

詳細につきましては、社会教育課長が説明いたします。

社会教育課長

ご説明いたします。報告事項2でございますが、瑞穂町駅伝競走大会実行委員会において、実行委員について各団体の会長など代表となる役員を選出していましたが、各団体がより駅伝運営に精通した人選ができるよう、また、各団体代表者の充て職による負担軽減を図るため、要綱の一部を改正したものでございます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。改正箇所をご説明いたします。

要綱第3条を次のように改めます。第3条、委員会は、次に掲げる団体（第3号を除く。）から選出された者で、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織します。

第1号、瑞穂町体育協会、3人以内、第2号、瑞穂陸上競技クラブ、2人以内、第3号、瑞穂町スポーツ推進委員、1人、第4号、瑞穂町町町内会連合会、3人以内、第5号、瑞穂町交通安全推進協議会、1人。各団体に記載していた役員の文言を削除し、各団体が、より駅伝運営に精通した人選をできるようにするものでございます。

附則として、この告示は、告示の日から施行するものです。

以上説明とさせていただきます。

大井教育長

以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

ご質問もないようですので、委員にはさようご丁承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。これにて令和6年瑞穂町教育委員会第5回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前9時19分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員